

地域研究成果事業化支援事業の採択にあたっての
装置・備品費の取り扱いについて

平成22年6月7日
高知県産業振興センター

地域研究成果事業化支援事業の採択にあたっての装置・備品費の取扱いについて、
地域研究成果事業化支援事業助成金交付要領第26条にもとづき、下記のとおり定める。

記

平成22年6月7日以降の「地域研究成果事業化支援事業」の採択にあたっては、装
装置・備品費について、助成金の適切な執行の確保等の観点から、「地域研究成果事業
化支援事業助成金実施要領」及び「地域研究成果事業化支援事業助成金交付要領」等に
定めるもののほか、以下の考え方によるものとする。

1. 助成の対象とする機械装置・備品類は、当該研究開発事業を実施するために欠か
すことのできない、必要最低限のものとする。
2. 機械装置・備品類のうち、研究開発の成果や進捗等の検証・評価等を行うための
検査・分析装置については、可能な限り、委託での評価等の実施やリースによる導
入等を検討すること。
そうした対応が困難と認められるものについては助成対象とするが、検査・分析
装置に対する助成金の総額は、当該事業に対する助成金総額の1/3を上限とする。
3. パソコンやプロジェクター、電子顕微鏡など、汎用性の高い機械装置・備品類は
助成対象としない。
4. 研究開発事業の参加企業及び、実質支配下にある企業等から機械装置・備品を調
達する場合は、原則として、助成対象としない。
5. 調達にあたっては、可能な範囲で、高知県内企業からの購入等に留意すること。